

鳥取県企業局経営プラン（H29～H38）事業別経営計画の概要

**現 状**

- 水力発電を中心とした電力供給により地域エネルギーの安定供給に貢献。
- FIT制度の適用や長期基本契約に基づく売電により、継続して安定経営を確保。
- 電力システム改革の進展を踏まえ、電力の地産地消に向け、県内地域新電力等への売電を検討中。
- 老朽化施設のリニューアル方針の策定及び事業着手により、再生可能エネルギーの導入促進や地球温暖化対策等に尽力。



鳥取県企業局経営プラン評価委員会の評価

**課 題**

- 1 施設の長寿命化による電力の安定供給**  
⇒電力の安定供給に向けて、FIT 制度の適用を踏まえ、老朽化発電施設の大規模改修（リニューアル）を計画的に進めていくことが必要。
- 2 再生可能エネルギーの利用促進と送電線容量不足への対応**  
⇒県内における系統連系等の課題（新規建設が困難）を踏まえ、今後の動向を注視しながら、小水力発電等の整備を進めるとともに、送電できず余剰となる電力の活用策の検討が必要。
- 3 電力システム改革への対応**  
⇒電力システム改革の進展により、県内にも「地域新電力」が設立される中、県内電力小売事業の活性化や電力の地産地消の推進のため、今後の売電方法の検討が必要。  
  
⇒長期契約対象発電所の契約満了後の売電方法については、長期的な安定経営の観点を踏まえた検討が必要。
- 4 経営の効率化**  
⇒より効率的な経営形態や組織体制の構築に向け、発電施設の改修・管理運営について、民間の資金・経営能力等を積極的に活用するPPP／PFI手法など民間の経営力、技術力の活用の検討が必要。
- 5 地域への貢献**  
⇒発電施設の運営について、地域と連携して効率的運用を図るとともに、地域の活性化に繋がる取り組みを模索することが必要。（「地域創生への寄与」）  
  
⇒再生可能エネルギーを利用した環境対策に係る啓発活動への積極的な取組が必要。



**次期プランでの経営改善の取り組み**

- 1 経営（数値）目標**

①供給電力量 (CO2排出量削減)	<H29～H30> 14.6万kWh(7.6万t) <H31～H38> 18.2万kWh(9.7万t)
②売電方法の見直し	【短期契約分】 12箇所を対象(H29～H31) 【長期契約分】 全発電所を対象(H36～H38)を対象
③リニューアル事業の検討、実施	3箇所(春米、小鹿一、小鹿二)
④経常収支比率	各年度の財政計画に基づく数値

## 2 具体的行動計画

### (1) 発電施設の適正管理と安定供給

- 春米発電所は、引き続き大規模改修工事を計画的に実施し、H31年度運用開始を目指す。その他の発電所（小鹿第一、二、日野川第一）も投資効率の観点からオーバーホールの実施時期（12年周期）に合わせて計画期間中に順次事業化を検討。
- 大規模改修（リニューアル）に当たっては、最新鋭機器の導入により発電効率の向上を図りながら、施設の適正管理による長寿命化により安定供給を推進。

### (2) 再生可能エネルギーの利活用

- 県内における再生可能エネルギーの有効活用を図るため、私都川発電所（八頭町）の新規建設を計画的に推進。（H30年度運転開始予定）

### (3) 新エネルギー導入に向けた調査

- 県内における送電線系統連系容量不足を背景に、送電できず余剰となる水力等の再生可能エネルギー由来電力の有効活用を図るため、水素による循環型社会への転換の実現に向けた県の施策（「鳥取県水素エネルギー水素ビジョン」）とも連携しながら「再エネ由来CO2フリー水素製造のパイロットプラントの事業可能性調査」を実施しており、引き続き調査を行うとともに、災害時のエネルギー供給手段としての水素の役割検討等も行う。
- 洋上風力発電など新エネルギーについては、国や自治体、民間企業等の動向を把握し、必要に応じて関係団体等への視察やヒアリング等により情報収集等を行う。

### (4) 経営の効率化

- ①発電コストの削減  
効率的な経営に向け、人件費、物件費等のうち義務的経費の削減に努めるとともに、工事等の早期一括発注など効率的な事業実施によりコスト削減を図る。
- ②民間の経営力、技術力の活用  
老朽化発電所のリニューアル対象施設など全ての県営発電所の改修・管理運営について、P P P / P F I（コンセッション方式等）手法の導入検討など民間の経営力、技術力の活用を検討し、効率的な経営形態や組織体制の構築を目指す。

### (5) 電力システム改革への対応

- ①地産地消を踏まえた電力入札制度の実施  
短期契約分（概ね1年契約）の今後の売電方法は、鳥取県産業振興条例の趣旨も踏まえ、価格条件に加え地域要件を設定した総合評価方式による入札制度を策定し、県内地域新電力等への売電できる環境を整え、電力の地産地消や県内の電力小売事業の活性化等を図る。（実施時期は、国の制度設計や県内小売事業者の参入状況等を勘案の上、決定する。）
- ②長期基本契約満了後の売電方法の検討  
卸供給制度の廃止により、今後、原則一般競争入札による売電となるが、現行契約は期間満了まで供給義務があることや、契約の満了以前での解約は違約金の発生等のデメリットが大きい  
ため、契約満了までの間は現行契約を継続する。  
その後の売電方法については、事業収入への影響や売電先の事業運営状況等を踏まえ、長期的な安定経営の視点から検討し、方針決定する。

### (6) 地域貢献

- ①小水力発電の運営は、地域と連携しながら効率的な運用を図るとともに、今後は事業運営権の付与なども視野に地域の活性化に繋がる新たな取組みを模索する。（「地域創生への寄与」）
- ②再生可能エネルギー利用による環境対策の啓発活動として、子供や地域の方々等県民に対し、発電の意義や仕組み等の理解を深めてもらうため、見学会など学習の場を積極的に提供します。